

平成 18 年 12 月 20 日  
沖縄行政評価事務所  
あじかわ ひろし  
(所長 安治川 博)

## 「鉱山保安等に関する行政評価・監視」結果 〈調査結果に基づく改善通知〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、総務省沖縄行政評価事務所が独自に企画し、平成 18 年 8 月～11 月にかけて県内鉱山における自主保安や安全対策の実施状況等を実地に調査した結果に基づき、那覇産業保安監督事務所及び沖縄総合事務局に対して平成 18 年 12 月 20 日に改善意見を通知するものです。

〈本件照会先〉  
第 1 評価監視官室  
評価監視官：松元 博文  
電話：(098) - 866-0154

# 概略

## 背景

坑内掘り石炭鉱山の大幅な減少や保安水準の向上など鉱山保安を巡る状況の変化を踏まえ、国の関与の在り方を見直し、民間の自主性を活かした保安確保への取り組みを可能とするために

改正鉱山保安法が平成17年4月に施行

## 改正内容

鉱業権者が行う保安上の危険の把握とこれに対する対策の実施・見直し(リスクマネジメント)を促し、鉱山に応じた、適切かつ確実に保安を確保させるための制度を新たに導入

## 行政評価・監視の実施

調査の結果に基づき、以下の点について改善意見を通知

- 1 鉱山における自主保安の推進
- 2 鉱山における安全対策の実施状況
- 3 監督事務所による立入検査の的確な実施
- 4 休止鉱山に係る各種手続きの励行の確保

## 沖縄県の鉱山の特色

- 県内で稼行している鉱山は90鉱山であり、鉱山労働者9人以下の小規模鉱山が多い(全体の82%:平成17年12月末現在)。また、本業の建設業等との兼業により不定期操業となっている鉱山が多いのが特色。

### 視点

自主保安は適正に実施されているか？

法改正の趣旨は事業者に浸透しているか？

### 調査

調査期間: 平成18年8月～11月

通知先: 項目1～3 那覇産業保安監督事務所  
項目4 沖縄総合事務局(経済産業部)

通知日: 平成18年12月20日

# 1 鉱山における自主保安の推進

## 自主保安の推進

鉱山保安法が改正され、鉱山ではリスクマネジメント手法を取り入れた自主保安を導入することとなった。

### リスクマネジメント:

鉱業権者自らが保安上の危険を把握し、危険の低減措置を講じて、その効果を評価。さらに、その評価結果を踏まえて不断に保安対策の見直しを行っていくもの。

### リスクアセスメント:

リスクマネジメント導入の前提として実施。

鉱業権者自らが保安上の危険を把握し、危険の低減措置を検討して、その措置の効果を評価するもの。

## 鉱業権者は

鉱山内の危険要因を分析。

その結果を基に、自主保安の要となる「保安規程」を作成。

## 那覇産業保安監督事務所は

- ① 鉱業権者から保安規程が届け出られた際、その規定内容を確認し、不備がある場合は指導
- ② 毎年度、管内の90稼行鉱山(平成17年12月末現在)を対象として、原則年1回の立入検査。

## 改善意見

監督事務所は、管内鉱業権者において自主保安を確保するため、次の措置を講じることが必要。

- ① 立入検査では、保安規程の規定内容のうち特に不備の多い事項等を例示するなどして、保安規程内容の見直しを指導すること。
- ② 各種保安研修の開催の際は、リスクアセスメントやリスクマネジメントに係る理解と定着の促進を図ること。  
また、過去に研修に参加していない鉱山には、立入検査の際に指導を十分に行う等の措置を講じること。

県内  
10  
鉱山  
を  
抽出  
して  
調査

## 調査結果

(主な事例)

### (1) 保安規程の規定内容に不備があるもの (4鉱山、延べ9件)

- ① 退避訓練の実施について規定していないもの(2鉱山)
- ② 重機等の点検結果を記録することを定めていないもの(2鉱山)
- ③ 台風接近時等の異常気象の際に、巡回回数を増やすことを規定していないもの(2鉱山)
- ④ 保安教育の結果を記録することを定めていないもの(1鉱山) など

### (2) 保安規程に規定している事項を遵守していないもの (7鉱山、延べ9件)

- ① 退避訓練を行うと規定しているながら、実施していないもの(1鉱山)
- ② 重機等の点検をするとしながら、実施していないもの(1鉱山)
- ③ 鉱山労働者ごとに保安教育履歴を記録するとしながら、実施していないもの(7鉱山)

自主保安についての理解が進んでいない鉱山がみられる。(計8鉱山、延べ18件)

監督事務所が平成16年度から開催している管内鉱山を対象とするリスクアセスメント研修に全く参加していない鉱山が90鉱山中、8鉱山(約9%)みられた。

## 2 鉱山における安全対策の実施状況

### 鉱山における安全対策

#### 鉱山保安法第5条

鉱業権者は、鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

#### 那覇産業保安監督事務所は

- ① 各種会議や研修等において、安全対策措置を適正に実施するよう指導。
- ② 各鉱山を対象に原則年1回実施している立入検査においても個々に改善指導。

県内10鉱山を抽出して調査

### 調査結果

- ① 鉱石の選別用に設置されている流し台の投入口に、転落防止のためのチェーンや警標等を設置していないもの(2鉱山)
- ② 鉱山道路(鉱山内に設けられた運搬用道路)のこう配が急でありながら、走行速度の制限措置等、必要な安全対策を講じていないもの(1鉱山)
- ③ 鉱山採掘跡の残壁と農道との境界に設けられている盛土に草が繁茂しているため、境界が分かりづらくなっているが、約 25m にわたり転落防止のためのロープや警標等を設置していないもの(1鉱山)

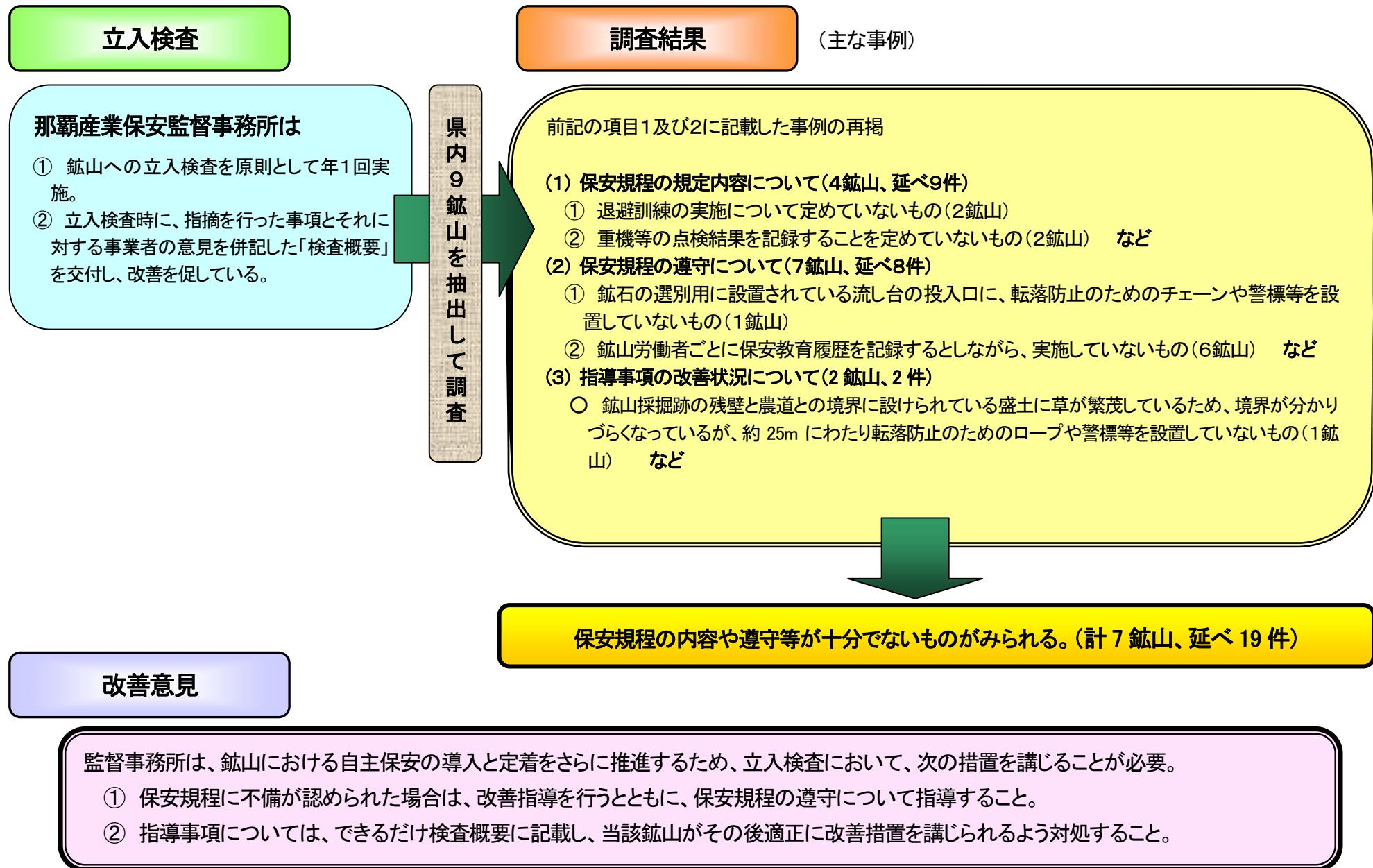
安全対策が不十分な鉱山がみられた。(計4鉱山、4件)

### 改善意見

監督事務所は、鉱山労働者や住民に対する安全対策を図るために、次の措置を講ずることが必要。

- ① 管内の鉱業権者に対して、保安規程に基づく措置の実施状況を再確認させるとともに、特に危険性が高いものについては、早急に措置を講ずるよう指導すること。
- ② 鉱山への立入検査の際には、鉱山労働者や住民に対する安全対策について特に留意して検査を行うこと。

### 3 監督事務所による立入検査の的確な実施



## 4 休止鉱山に係る各種手続きの励行の確保

### 休止鉱山の管理

沖縄総合事務局は、鉱業法に基づき、事業休止の認可等を行っている。

同局のデータでは、平成18年4月1月現在、休止鉱山は46鉱山。

### 鉱業権者は

鉱業法第62条(事業着手の義務)

- ・ 鉱業権の設定等の日から6か月以内に事業着手しなければならない。
- ・ 1年以上事業を休止しようとするときは、期間を定め沖縄総合事務局長の認可を受けなければならない。

※ 事業休止の認可の期間は、最大2年間。

2年を超えて休止する場合 → 再度、事業休止の認可申請が必要

### 調査結果

県内9休止鉱山を抽出して調査

事業休止の認可手続きの励行状況について確認したところ、十分な確認体制を整えていなかったため、次のとおり、事業休止の認可期間満了後、手続きがとられないまま相当な期間が経過しているものあり。

事業休止の認可期間満了(平成14年)から約4年間過ぎているもの及び満了(平成15年)から約3年間過ぎているもの(計2鉱山)

休止鉱山について、認可期間満了後の手続きの励行が不十分である。(2鉱山)

### 改善意見

事業休止の認可申請が確実に励行されない場合、鉱業法における事業の稼行の義務を怠ることとなり、鉱業の健全な発展に支障が生じることも懸念されることから、沖縄総合事務局は、次の措置を講じることが必要。

- ① 管内の休止鉱山については、事業休止の認可期間の満了状況等を確認し、すでに認可期間を満了しているものについては、早急に、必要な手続きを行わせること。
- ② 事業休止の認可期間が満了する休止鉱山について、必要な手続きの励行状況をフォローできる仕組みを設けること。